

水資源機構営事業事後評価（完了後）実施要領

平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農振第 2063 号
平成 24 年 4 月 2 日付け 23 農振第 1742 号
平成 27 年 4 月 1 日付け 26 農振第 1629 号
平成 29 年 1 月 30 日付け 28 農振第 1702 号
最終改正 令和 7 年 5 月 26 日付け 7 農振第 198 号

農林水産省農村振興局長

第 1 趣旨

独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が施行する事業（以下「水資源機構営事業」という。）の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、農林水産省政策評価基本計画（令和 7 年 4 月 11 日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づき、水資源機構営事業の完了地区において当該事業の実施による効用及び利用状況の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとし、実施に当たっては、基本計画によるほか、この実施要領に定めるところによる。

第 2 事後評価の対象事業及び実施時期

事後評価の対象事業は、独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 12 条第 1 項第 1 号に規定する事業であって農林水産大臣が主務大臣となって行うもののうち、総事業費 10 億円以上のものであって、当該事業の完了した年度の翌年度から起算しておおむね 5 年を経過した事業に該当する事業とする。

ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により、農村振興局長が事後評価を実施することが必要と認めた場合は、適切な時期に評価を実施するものとする。

第 3 事後評価の実施主体及び体制の整備

- 1 事後評価の実施主体（以下「事後評価実施主体」という。）は、農林水産省農村振興局（以下「農村振興局」という。）及び水資源機構とする。
- 2 対象事業によって造成、整備された施設の管理主体（以下「管理主体」という。）が事後評価実施主体でない場合には、事後評価実施主体は管理主体の協力を得て、事後評価を実施するものとする。
- 3 事後評価を行うため、事後評価実施主体と対象事業の調査を行った地方農政局の各関係部課長又はこれに準ずる者をもって構成する水資源機構営事業事後評価委員会（以下「事後評価委員会」という。）を設置するものとする。
- 4 事後評価について適宜意見を聴くため、技術的・専門的な知見を有する者（国、水資源機構又は関係団体（対象事業に係る地方公共団体及び管理主体をいう。以下同じ。）に属する者以外の者をいう。）により構成される委員会（以下「事後評価技術検討会」という。）を設置するものとする。

第4 事後評価の実施

- 1 事後評価委員会は、次に掲げる項目について点検し、事業実施のもたらす効果について総合的かつ客観的に評価を実施するものとする。
 - ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
 - ② 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
 - ③ 事業により整備された施設の管理状況
 - ④ 事業実施による環境の変化
 - ⑤ 社会経済情勢の変化
 - ⑥ 今後の課題等
- 2 水資源機構は、第2の対象事業について地方農政局の協力を得て、評価に必要な基礎的資料を作成するものとする。
- 3 事後評価委員会は、関係団体の意見を聴いた上で、事後評価の結果案をとりまとめるものとする。
- 4 事後評価委員会は、事後評価の結果案を事後評価技術検討会へ示し、その意見を聴くものとする。

第5 事後評価の結果等の公表

- 1 事後評価実施主体は、事後評価の結果案及び第4の4の報告をとりまとめ、公共事業の事業評価書（完了後の評価）を作成し、基本計画第6の2の（3）のアに基づく大臣官房広報評価課の審査を経た後、原則として事後評価の実施年度の8月末までに事後評価の結果を公表するものとする。なお、公表の際は、事後評価に当たって使用した情報を含む。
- 2 事後評価実施主体は、事後評価の結果及び第4の4の事後評価技術検討会の意見を関係団体に通知するものとする。

第6 事後評価の結果についての対応

- 1 事後評価の結果を踏まえ、事後評価実施主体と地方農政局は協力して、対象事業について、管理主体と連携を図りつつ必要な措置を講ずるものとする。その際、農業者の経営面での対応等事後評価実施主体と地方農政局のみでは対応が困難なものについては、関係団体と連携を図りつつ対策を検討する。なお、具体的な措置を講じた場合には、措置を講じた翌年度の8月末までにその概要を公表するものとする。
- 2 事後評価の結果等に基づき、再度事後評価する必要があると認められ、基本計画に基づき、定められる農林水産省政策評価実施計画において、事後評価を実施することとされた場合は、事後評価実施主体は再度事後評価を実施するものとする。
- 3 農林水産省農村振興局長は、対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業のあり方の検討、事業評価制度の改善等を進めるものとする。

第7 委任

事後評価委員会の事務その他必要な事項については、農村振興局の関係課長が別に定めるものとする。

附則

この通知は、令和7年5月26日から施行する。